

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	NPO 法人エスペランサ	種別	放課後等デイサービス
代表者	和田 雄介	管理者	和田 雄介
所在地	青森市三内丸山 165-80	電話番号	017-752-8845

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第Ⅰ章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、NPO 法人エスペランサとする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

事業所管理者の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 ☐ 体制整備 責任者：和田雄介 代行者：古村未希 ☐ 意思決定者・担当者の決定 ・事業所での意思決定者は児童発達支援管理責任者とする ・各部門担当者は常勤職員を配置する ☐ 役割分担	様式 1
(2) 情報の共有・連携	☐ 情報共有範囲の確認 法人内、当事者関係先事業所、青森市障がい者支援課 ☐ 報告ルールの確認 児童発達支援管理責任者が取りまとめて、管理者に報告する。 ☐ 報告先リストの作成・更新 ・様式 2 を用いて作成する。随時更新する ・報告先リストの情報は電話番号・メールアドレス・関係部署・担当者 を明記する（必要最低限）	様式 2
(3) 感染防止に向けた 取組の実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 ☐ 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 メディアを中心とした対応	様式 3 様式 8

	☐ 基本的な感染症対策の徹底 ・マスクの着用 注：マスク着用を嫌がる（感覚過敏、呼吸疾患等）、異食する危険がある利用者に対しては装着を強いない ・手洗い・うがい・咳エチケットの励行 ・3密を避ける（密室、密閉、密集、ソーシャルディスタンス等） ・利用者家族等との連絡方法の整理 ・職員に対して、マスク・手洗い等個人レベルで実施する対策に関する事前教育 ・備蓄品管理 ・ハイリスク職員（妊婦、慢性疾患、COPD、免疫抑制剤服用者、高血圧、糖尿病等の基礎疾患）の把握 ☐ 利用者・職員の体調管理 ・職員・利用者向け検温・体調チェックルールの整備（様式3） ・その他、体調について報告を受ける体制の確保 ☐ 事業所内出入り者の記録管理 ・来所者向け検温ルールの整備（様式8）	
（４） 防護具・消毒液等 備蓄品の確保	☐ 保管先・在庫量の確認、備蓄 ・事務所 1 階の倉庫に保管する。持ち出したら必ず個数を明記する ※使用頻度の高い備品（各種マスク、消毒用アルコール、次亜塩素酸 ナトリウム液等）の在庫が切れないよう徹底する ☐ 委託業者の確保 ・委託業者の稼働情報を適宜入手 ・備品購入に関しては、アスクル優先供給を利用し、万が一、クラスターや感染者が出た場合の全体消毒に関しては保健所の指示に従う	様式 6
（５） 職員対応 （事前調整）	☐ 職員の確保 ・職員の現在の出勤状況と今後の欠勤可能性を検証したうえで下記の事項を検討、実施する ・人手不足が発生することが見込まれる段階で、営業停止とする連絡を利用者、保護者、各関係機関に連絡をする。 ☐ 相談窓口の設置 NPO 法人エスペランサにて相談窓口を設置して、電話・LINE 等に対応する。	
（６） 業務調整	☐ 運営基準との整合性確認 国・県・市が示したガイドラインに沿って対応していく	様式 7

	☐ 業務内容の調整 ・職員数に応じて、適正に営業できるかを判断する。 ・適正であると判断した場合は、事故が起こらないよう、支援内容・業務内容を変更する ・不適正であると判断した場合は、迅速に保護者、各関係機関に連絡をする。	
(7) 研修・訓練の実施	☐ BCP の共有 計画通り従業員が行動できるようにする為、常日頃から事業継続計画（業務継続計画ガイドライン）に従業者間で共有し、計画した BCP に漏れや改善点がないかを確認し、通常業務におけるリスク意識が向上する ☐ BCP の内容に関する研修 社員研修（新入社員教育など）社内で研修会を実施し、BCP のポイントを説明する機会を設ける 経営陣が「会社をあげて BCP を重要視している」といったメッセージ を伝えることが、社員一人ひとりの BCP に対する意識を向上させる ☐ BCP の内容に沿った訓練 机上訓練 BCP で検証したいあるテーマをもとに発生のシナリオを作成 そのシナリオに対してどのように対処するか、参加者が一室に集まって、その名の通り机の上でシミュレーションする訓練をする	
(8) BCP の 検証・見直し	☐ 課題の確認 訓練後に振り返りを実施、職員の意見を精査する ☐ 定期的な見直し 精査後に提案された意見を確認し、必要があれば見直しを行う	

第Ⅲ章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

管理者の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	和田雄介	古村未希
医療機関、受診・相談センターへの連絡	和田雄介	古村未希
利用者家族等への情報提供	古村未希	和田雄介
感染拡大防止対策に関する統括	和田雄介	古村未希

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	☐ 管理者へ報告 ・管理者（施設長等）へ報告する ・管理者不在時は、代行者へ報告する ☐ 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 ・関係医療機関やかかりつけ医などの地域で身近な医療機関に連絡する。 - 相談先に迷った場合などは、最寄りの保健所の「受診・相談センター（旧帰国者・接触者相談センター）」に連絡する ☐ 事業所内・法人内の情報共有 ・個人情報の取り扱いに注意する ・情報の共有は家族、事業所内・法人内の最小限に止める ☐ 指定権者への報告 - 指定権者へ感染の疑いがある者の旨を連絡し、指示を仰ぐ。 ☐ 相談支援事業所への報告 - 相談支援事業所へ感染の疑いがある者の旨を連絡する	様式 2

	☐ 家族への連絡 発熱等により感染の疑いがある旨を連絡し、初動対応について説明する	
(2) 感染疑い者への対応	【利用者】 ☐ サービス休止 感染の疑いがある利用者の安全が確認されるまではサービスの提供を休止とする	
(3) 消毒・清掃等の実施	☐ 場所（居室・共用スペース等）、方法の確認 感染の疑いがある利用者が発生した場合には、感染有無に限らず、その日のうちに消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム液等を用いて消毒を行う 消毒委託業者の稼働状況により、対職員か対委託業者か異なる	

第Ⅳ章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	和田雄介	古村未希
関係者への情報共有	古村未希	和田雄介
再開基準検討	和田雄介	古村未希

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
☐ 都道府県・保健所等と調整 青森県、青森市、保健所等の関係機関との協議により、休業の可否を検討する ☐ 訪問サービス等の実施検討 ・休業の場合、訪問サービス、オンライン支援の選択制とする ・青森県、青森市、保健所等の関係機関との協議により、安全が確保され次第、本来の来所による支援に移行する ☐ 相談支援事業所との調整 感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を要する場合には、相談支援事業所へ連絡の上、利用者の受け入れ先等の調整を行う ☐ 利用者・家族への説明 ・文書または LINE、電話にて説明をする ・保健所等の関係機関からの指示を仰ぎ、感染者・濃厚接触者の最小限の情報に留め、利用者および家族へ休業の説明をする ☐ 再開基準の明確化 保健所等の関係機関と協議の上、安全が確認され次第再開する	

第Ⅴ章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	和田雄介	古村未希
関係者への情報共有	古村未希	和田雄介
感染拡大防止対策に関する統括	和田雄介	古村未希
勤務体制・労働状況	和田雄介	古村未希
情報発信	和田雄介	古村未希

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	☐ 濃厚接触者の特定への協力 濃厚接触者または疑いのある利用者および従事者は、感染症対応_様式4_感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リストを作成し 報告する ☐ 感染対策の指示を仰ぐ 感染拡大防止体制を整える為、感染対策の指示を仰ぎ、早急に感染 拡大防止に努める	様式 4
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 ☐ 自宅待機 ・基本的に、保健所等の判断を仰ぐ ・発症者等に感染しているか否かの診断結果を確認 ・可能な限り、感染者等に発症前 1 週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認 ・上記情報から濃厚接触者を確定 ・該当者に 1 週間の来所を禁止 ☐ 相談支援事業所との調整 ・自宅待機期間中に受け入れの調整をする	

	【職員】 ☐ 自宅待機 ・基本的に、保健所等の判断を仰ぐ ・発症者等に感染しているか否かの診断結果を確認 ・可能な限り、感染者等に発症前 1 週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認 ・上記情報から濃厚接触者を確定 ・該当者に 1 週間の就業を禁止	
(3) 防護具・消毒液等の確保	☐ 在庫量・必要量の確認 ・消毒作業に必要な量の防護具・消毒液等を用意しておく ・委託業者の稼働状況の把握に努める ☐ 調査先・調達方法の確認 防護具・消毒液等は『アスクル優先供給』サイトを通じ、調達する急を要する時は、地域の福祉サービスに援助を求める	様式 6 様式 2
(4) 情報共有	☐ 事業所内・法人内での情報共有 再感染者を発生させない為にも事業所、法人内の人物一人一人に情報の共有をしっかりと行う ☐ 利用者・家族との情報共有 再感染者が発生しないように、また安心安全に利用していただく為にも感染拡大防止策等について、常に報告や開示ができるよう体制を整えておく ☐ 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 必要な情報をすぐに伝達できるような体制を整える ☐ 関係業者等との情報共有 場面ごとに必要な関係業者をリスト化する	様式 2
(5) 過重労働・メンタルヘルス対応	☐ 労務管理 ・出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検討・シフト変更 ・職員の現在の出勤状況と今後の欠勤可能性を検証 ・表 2「業務の絞り込み」「業務内容の変更」の検討と合わせ、業務遂行のためのシフト変更実施 ☐ 長時間労働対応 ・勤務時間管理をしっかりと行う	

	・8時間を超える労働にならないが、休憩回数を増やすなどの対策を講じる長時間労働を余儀なくされる状況が一定期間続く場合、状況に応じて、以下のように対応 ・週に1日は完全休日をもうけるようシフトを組む（毎週日曜日） □ コミュニケーション ・職員の孤立化や孤独感を持たせないような対応をする ・日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者がでないように努める	
(6) 情報発信	□ 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応 管理者の責任でその都度、適切に対応していく	

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和 7 年 7 月 10 日	作成

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○（各施設で必要なものを記載）